

第5回 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び 発生の防止に関する審議会

日 時：平成30年12月26日(水)
午後4時から5時15分まで
場 所：関内中央ビル 10階大会議室

次 第

1 開会

2 議題

- (1) 会長・副会長の選出
- (2) 平成30年度上半期の件数等について
- (3) 調査等について
 - ア ヨコハマeアンケートの結果について
 - イ 事例調査について
- (4) その他

3 閉会

【資料】

- 資料1 委員名簿・事務局名簿
- 資料2 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（一部抜粋）
- 資料3 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会運営要綱
- 資料4-1 各区の「ごみ屋敷」の件数について
- 資料4-2 平成30年度上半期のごみ屋敷の状況
- 資料4-3 平成30年度上半期排出支援の実績について
- 資料5 ヨコハマeアンケート いわゆる「ごみ屋敷」に関するアンケート
- 資料6 いわゆる「ごみ屋敷」事例調査結果から読み取れること
- (参考資料) 「ごみ屋敷」対策専門職向け研修 実施結果報告

横浜市建築物等における不良な生活環境の
解消及び発生の防止に関する審議会 委員名簿

氏 名	所属等
いずいし みのる 出石 稔	関東学院大学副学長・法学部教授
きし えみこ 岸 恵美子	東邦大学看護学部教授
くろかわ さとし 黒川 哲志	早稲田大学社会科学総合学術院教授
さとう まこ 佐藤 麻子	弁護士(神奈川県弁護士会)
たなべ ゆうこ 田邊 裕子	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
つかだ じゅんいち 塚田 順一	横浜市町内会連合会
よこづか やすこ 横塚 靖子	横浜市民生委員児童委員協議会

(五十音順)(敬称略)

横浜市建築物等における不良な生活環境の
 解消及び発生防止に関する審議会 事務局名簿

区局名	補職	氏名
健康福祉局	局長	<small>たなか ひるあき</small> 田中 博章
	地域福祉保健部長	<small>さとう ともなり</small> 佐藤 友也
	福祉保健課 人材育成担当課長	<small>ひだ ちえ</small> 飛田 千絵
	福祉保健課 福祉保健センター担当課長	<small>すずき のぶよし</small> 鈴木 宣美
資源循環局	局長	<small>ふくやま かずお</small> 福山 一男
	家庭系対策部長	<small>さいとう のりこ</small> 齋藤 紀子
	業務課長	<small>はっとり のりひさ</small> 服部 敬久

横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び 発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（一部抜粋）

第5章 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会

（横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会）

第13条 市長の附属機関として、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、又は答申する。

(1) 第8条第1項の規定による命令及び第9条第1項の規定による代執行に関すること。

(2) その他建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関し市長が必要と認める事項

3 審議会は、建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第14条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係団体を代表する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第16条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会長への委任）

第17条 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（以下「条例」という。）（平成28年9月26日横浜市条例第45号）第13条に規定する横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会（以下「審議会」という。）の運営に必要な基本事項を定める。

(会議)

第2条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第3条 審議会は、公開とする。

2 審議会の傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示に従い、傍聴しなければならない。

3 傍聴定員は、先着順で5人とする。ただし、会長が必要と認めるときはこの限りではない。

4 会長は、傍聴者が会議運営の支障となる行為をし、指示に従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

5 傍聴者は、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

(会議の非公開)

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条ただし書の規定により審議会の非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。

2 会長は、委員の発議により審議会の非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。

3 審議会の非公開とする場合において、会議場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴人を会議場から退去させるものとする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月22日から施行する。

各区の「ごみ屋敷」の件数について
平成30年3月31日から平成30年9月30日までの推移

「ごみ屋敷」とは、物の堆積等に起因して害虫、ねずみ又は悪臭の発生、火災の発生又は物の崩落のおそれ等により、近隣に影響がある不良な生活環境としています。

【本市における「ごみ屋敷」の件数】

区名	平成30年4月1日時点	平成30年4月1日から平成30年9月30日までに新たに把握	延べ件数	近隣への影響が解消した	平成30年9月30日時点
全市合計	70	19	89	15	74

【各区の詳細】

鶴見	4	1	5	0	5
神奈川	5	8	13	3	10
西	5	0	5	0	5
中	11	2	13	2	11
南	6	1	7	2	5
港南	0	0	0	0	0
保土ヶ谷	3	0	3	0	3
旭	7	0	7	0	7
磯子	3	0	3	1	2
金沢	7	5	12	4	8
港北	5	1	6	2	4
緑	4	0	4	0	4
青葉	2	0	2	1	1
都筑	3	0	3	0	3
戸塚	3	1	4	0	4
栄	2	0	2	0	2
泉	0	0	0	0	0
瀬谷	0	0	0	0	0

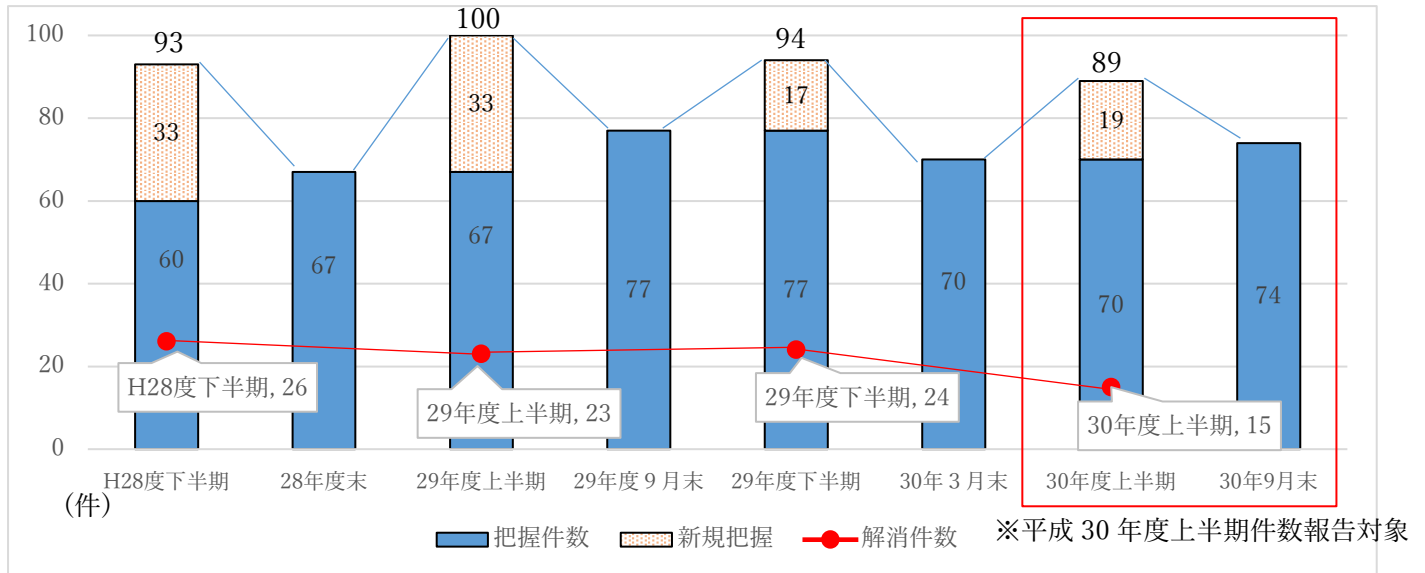


【解消理由】
6条3項の排出支援により解消:11件
その他の理由により解消:4件

平成 30 年度上半期のごみ屋敷の状況

平成 30 年度上半期(平成 30 年 4 月 1 日～ 9 月 30 日まで)の件数について、主な堆積者の年齢や性別等の内訳をグラフにまとめています。

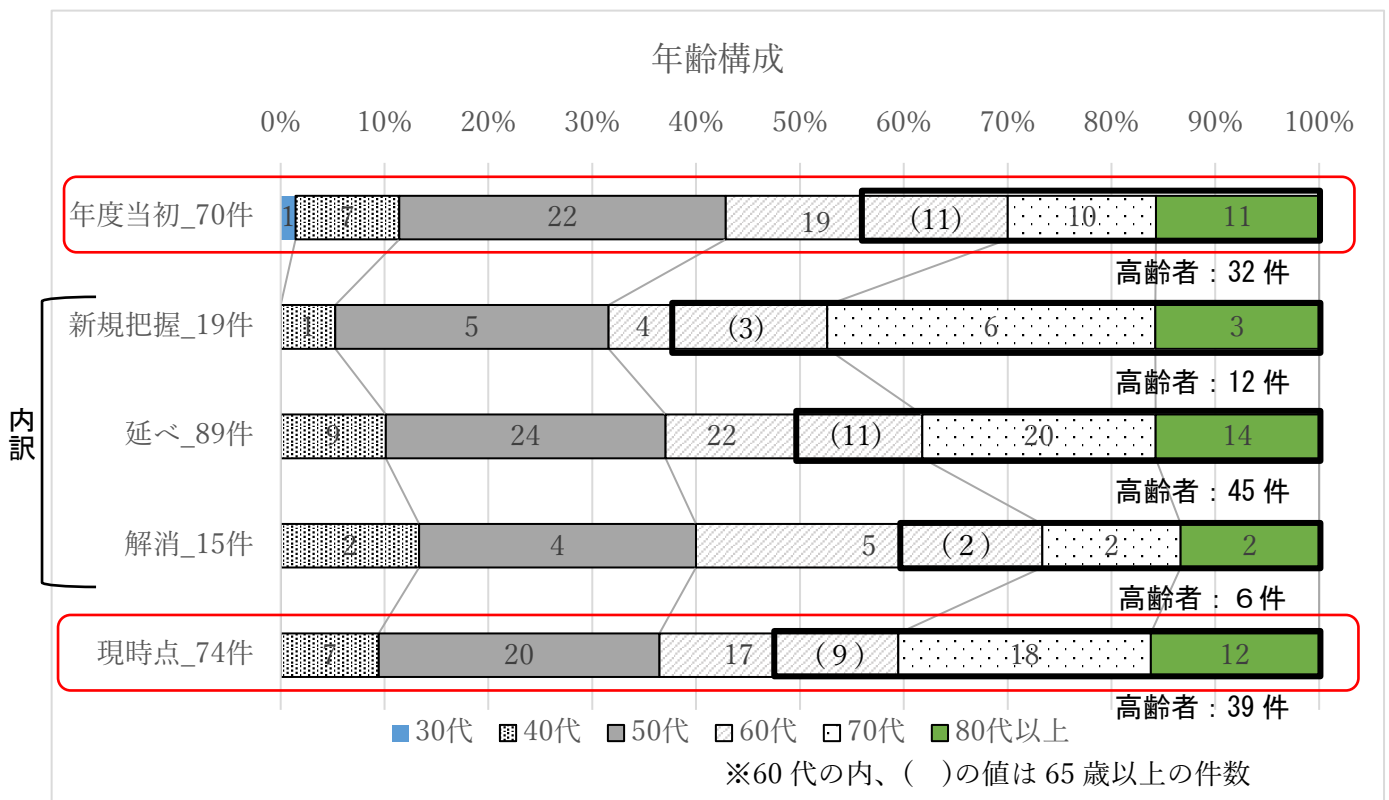
1 平成 28 年から平成 30 年度上半期までのごみ屋敷件数の推移



2 堆積者の年齢層

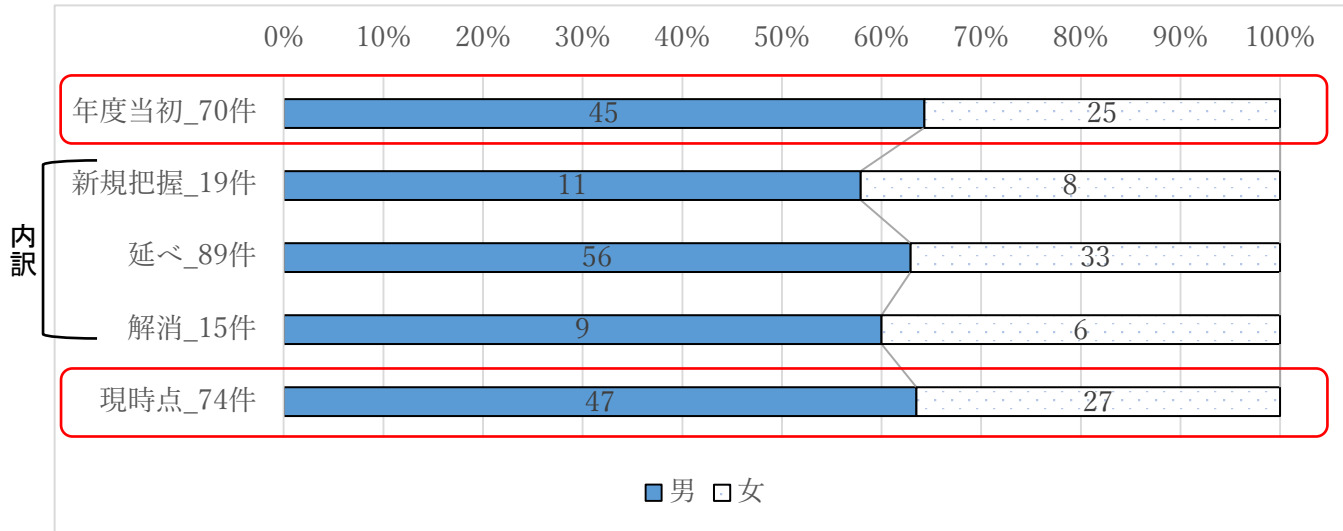
複数世帯の場合は、その世帯の主にごみを堆積している構成員について集計しています。

年度当初は平成 30 年 4 月 1 日時点、内訳(新規把握、延べ、解消)及び現時点は平成 30 年 9 月 30 日時点の年齢で集計しています。



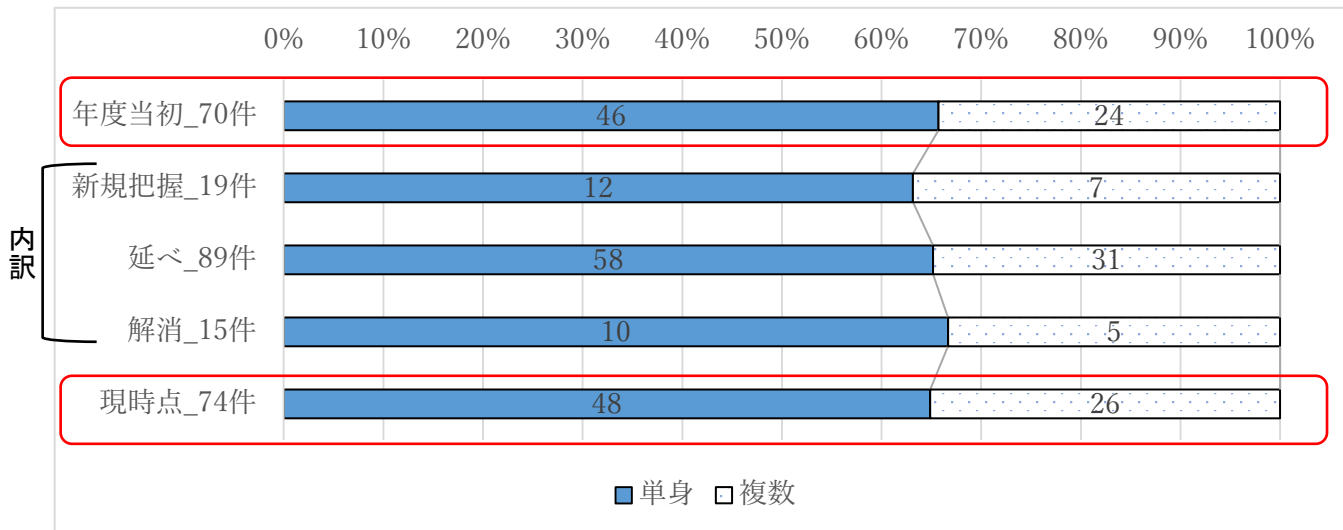
- 年度当初にあった 30 代 (1 件) は、現時点では加齢により 40 代で分類したことにより減。
- 年度当初と比較し現時点で 70 代が増加している理由は、新規把握された件数が 6 件あったことや、調査時に 60 代から 70 代になったものが 4 件あったことによる。
- 新規把握した 19 件では、高齢者の把握が 6 割を超えている。
- 解消した 15 件では、65 歳未満の高齢者でない方が解消した割合が 6 割であった。

3 堆積者の性別



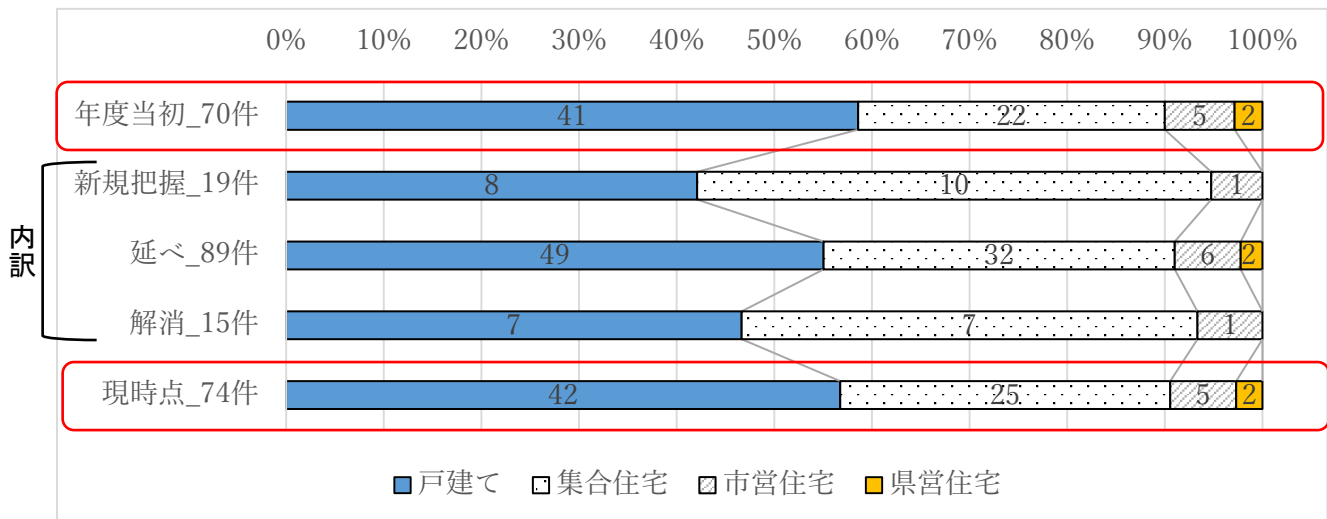
➤ 堆積者の性別は男性が約6割、女性が約4割となっている。

4 世帯状況



➤ 世帯状況は単身世帯が約6割、複数世帯が約4割となっている。

5 家屋の状況



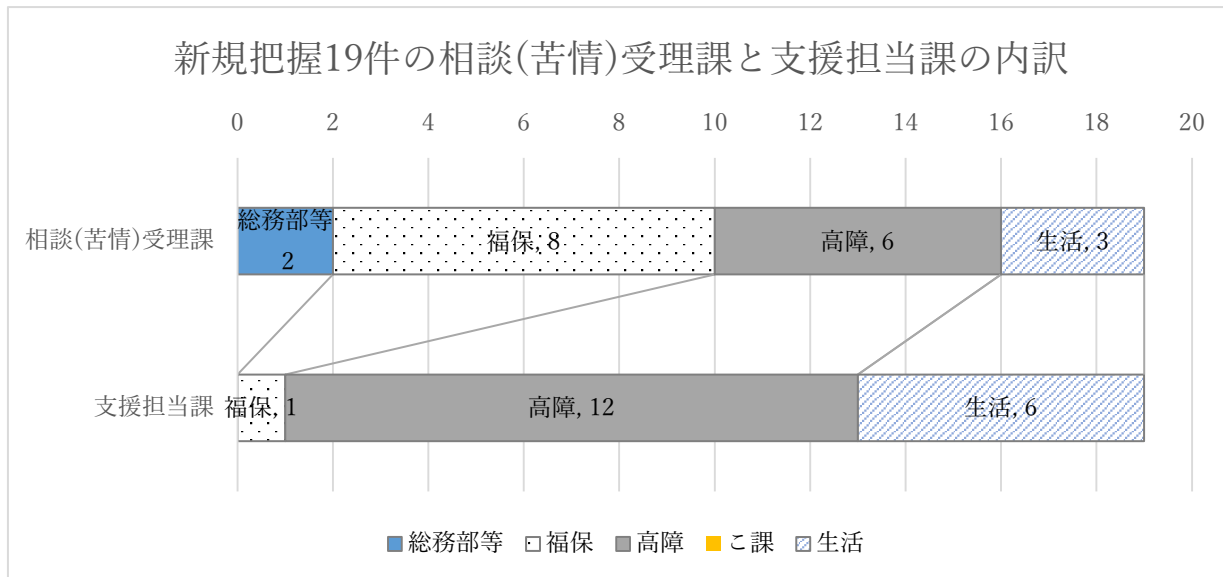
➤ 現時点では、戸建てが約6割、集合住宅が約4割となっている

➤ 新規把握及び解消案件では集合住宅の割合がやや多くなっている。

6 相談(苦情)受理課と支援担当課

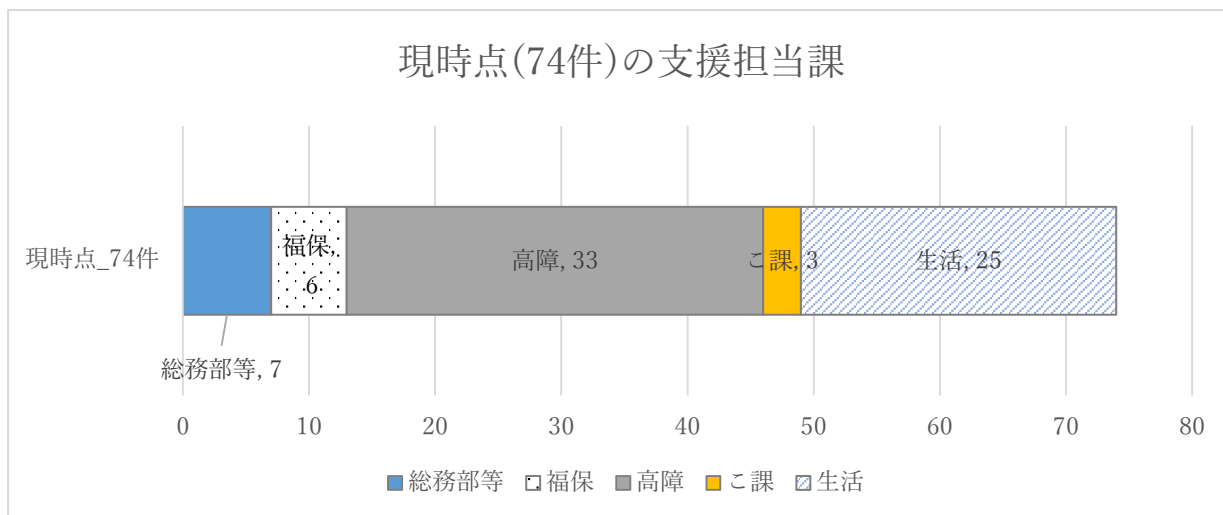
(1) 新規 19 件の相談(苦情)受理課と支援担当課の内訳

新規把握 19 件について、相談(苦情)を受理した課と主な支援担当課の内訳については以下のとおりです。



- 相談(苦情)受理課は、福祉保健課が 8 件と最も多く、全体の半分を占めている。
- 受理後の支援担当課の振り分けでは、高齢・障害支援課 12 件、生活支援課 6 件となっているが、福祉保健課がそのまま担当しているものも 1 件ある。

(2) 現時点 (74 件) の支援担当課の内訳



※総務部等には総務課、区政推進課、地域振興課、生活衛生課、主たる支援担当課なしを含みます。
 ※各課の略称：福祉保健課→福保 高齢・障害支援課→高障、こども家庭支援課→こ課、生活支援課→生活

- 全体の 74 件の支援担当課の内訳では、高齢・障害支援課 (33 件)、こども家庭支援課 (3 件)・生活支援課 (25 件) の個別支援を担当している 3 課で合わせて 61 件、全体の 8 割を占めている。
- 総務部等が担当になっているものが 7 件、福祉保健課が 6 件ある。

7 把握から解消までの期間

把握から解消までの期間がどの程度かかっているのかについて、相談(苦情)を受理した年月日を基準に平成30年9月末時点までの間を、1年未満、1年以上3年未満、3年以上5年未満、5年以上10年未満、10年以上の5つの区分に分け、延べ把握件数(89件)と解消案件(15件)の状況をまとめた。

※把握年度は、ごみ屋敷を端緒としない既存の支援で把握した年度を含むため、ややあいまいな分類となっている。

※なお、参考の平成29年度の分類については、相談(苦情)を受理した年月日を基準に平成30年3月末時点までを期間としている。

		1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
平成30年度 上半期	延べ_89件	20	33	13	15	8
	解消_15件	6	3	1	4	1
(参考) 平成29年度	延べ_117件	32	36	10	27	12
	解消_47件	16	10	6	10	5

- 延べ89件では「1年未満」「1年以上3年未満」に分類されるものが53件あり、全体の6割近くを占めている。比較的、把握期間が短いものが多い点については、条例施行により相談(苦情)による把握が進んだことによるものと推測される。
- 解消案件15件では、「1年未満」が6件と1番多かった。次いで「5年以上10年未満」が4件、「1年以上3年未満」が3件となっている。
- 把握期間の長短だけでは、解消に結びつきやすいものや困難なものの分析は難しく、個々の事例を継続的にヒアリング等で調査する方法と併せて分析していくことが今後の課題である。
- また、現時点では、ごみ屋敷対策が本格始動してから2年であり、分析に必要な十分な情報が蓄積されていない点も理由としてあげられる。

平成 30 年度上半期の排出支援の実績について

条例に基づき、近隣の生活環境が損なわれている状態又は近隣における生活環境が損なわれるおそれがある状態にあり、本人が片付けに同意したものの自ら行うことができないケースについて、区役所と資源循環局が協力して排出支援を行っています。

1 排出支援実績

	対象件数	実施回数	解消件数	支援継続中
上半期に新たに 対象となったもの	10 件	10 回	8 件	2 件
昨年度から対象と しているもの	5 件	1 回	※ 3 件	2 件
合計	15 件	11 回	11 件	4 件

※うち 2 件は昨年度中に排出支援を実施し、今年度に入って解消したことを確認(判定)したものです。

2 減免件数と主な理由

解消件数のうち、減免を行ったのは 9 件 で、2 件は減免申請がありませんでした。理由は以下の通りです。

減免理由	内容	件数	減免金額
経済的状況	生活保護	6 件	104,910 円
資源循環局長が 必要と認めたもの	要介護認定	2 件	55,250 円
	障害者手帳の交付	1 件	33,410 円
	福祉保健センター長判断	0 件	0 円
	合計	9 件	193,570 円

平成30年度第6回ヨコハマeアンケート

いわゆる「ごみ屋敷」に関するアンケート

趣旨 横浜市では、平成28年12月に施行した「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例」（いわゆる「ごみ屋敷」対策条例）に基づき、「ごみ屋敷」対策推進のための取組を行っています。

顕在化している「ごみ屋敷」への支援は区役所で行っていますが、潜在的な「ごみ屋敷」の状況や、「ごみ屋敷」に関する市民の認識を知ることによって今後の支援や普及啓発等を考える基礎資料にするために実施します。

実施期間 平成30年7月13日（金）から7月27日（金）

事業所管課 健康福祉局福祉保健課、資源循環局業務課

年代別・性別のメンバー数／構成比

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	計
人数 (構成比)	21 (0.7%)	134 (4.6%)	637 (21.9%)	842 (29.0%)	583 (20.1%)	447 (15.4%)	238 (8.2%)	2 (0.1%)	2,904 (100.0%)

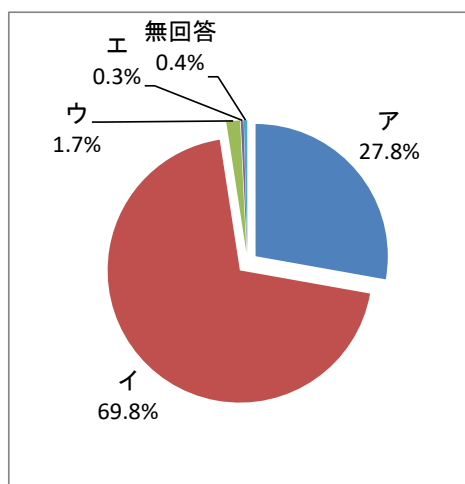
年代別・性別の回答者数／回答率

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	計
回答者数 (回答率)	3 (14.3%)	39 (29.1%)	197 (30.9%)	393 (46.7%)	337 (57.8%)	297 (66.4%)	169 (71.0%)	0 (0.0%)	1,435 (49.4%)

Q1 あなたは、これまでにごみ屋敷について見たこと、聞いたことがありますか。(単一選択)

n= 1,435

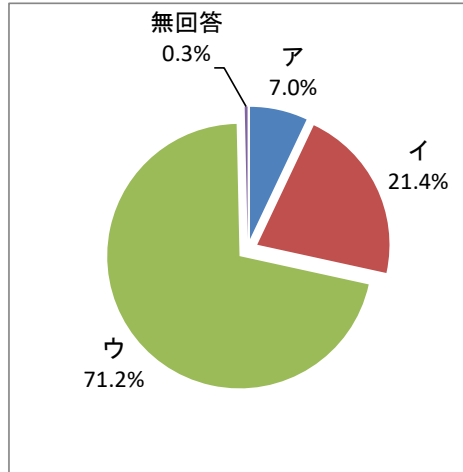
ア	実際に見たことがある	27.8%	399
イ	テレビ等で見たことがある	69.8%	1,001
ウ	聞いたことがある	1.7%	24
エ	見たことも聞いたこともない	0.3%	5
無回答		0.4%	6
		100.0%	1,435



Q2 平成28年12月に「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例」(いわゆる「ごみ屋敷条例」)が制定されました。この条例について知っていましたか。(単一選択)

n= 1,435

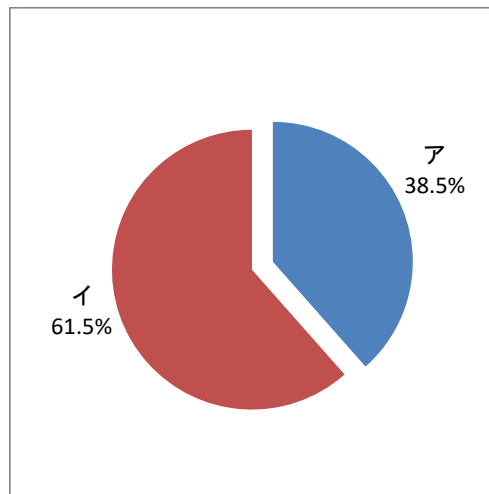
ア	知っている	7.0%	101
イ	名前だけは聞いたことがある	21.4%	307
ウ	知らない	71.2%	1,022
無回答		0.3%	5
		100.0%	1,435



Q3 Q2で「ア 知っている」「イ 名前だけは聞いたことがある」を選択した方に伺います。横浜市のいわゆる「ごみ屋敷条例」では、単にごみを片付けるだけではなく、当事者に寄り添った福祉的な支援に重点を置いて取組を進めるとしていますが、そのことについて知っていましたか。(単一選択)

n= 408

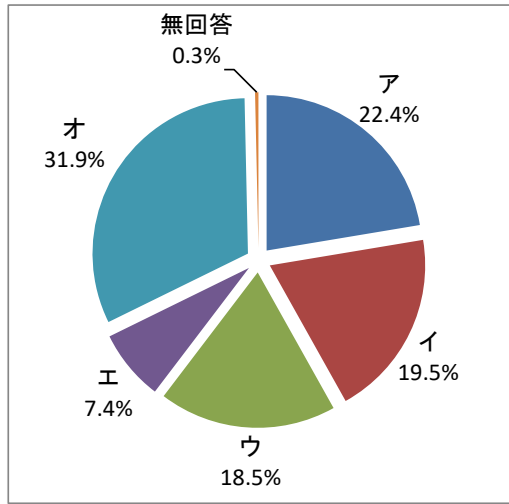
ア	知っている	38.5%	157
イ	知らない	61.5%	251
		100.0%	408



Q4 どのような状態をいわゆるごみ屋敷と考えますか。
 なお、動物の多頭飼育や、草木の繁茂のみの場合は含みません。物の堆積量や状態に着目してご回答ください。(単一選択)

n= 1,435

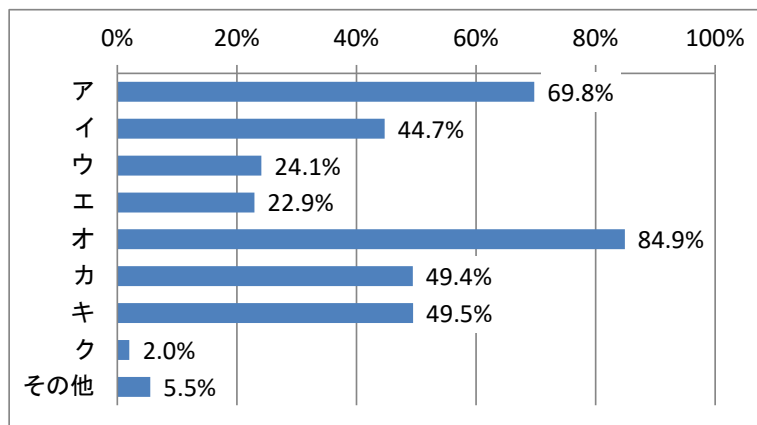
ア	(レベル1)どの部屋の床も、ほぼすべてをごみ等が覆っている状態	22.4%	321
イ	(レベル2)どの部屋もごみ等が積み重なり、床が全く見えない状態	19.5%	280
ウ	(レベル3)どの部屋も膝丈ほどにごみ等があり、家の中の移動が困難な状態	18.5%	265
エ	(レベル4)天井に迫る程の高さまでごみ等があり、家の中での居場所確保すら困難な状態	7.4%	106
オ	(レベル5)家の中だけでなく、共有スペース等、家の外までごみ等がはみ出している状態	31.9%	458
無回答		0.3%	5
		100.0%	1,435



Q5 ごみ屋敷になる背景や原因はどのようなことだと思いますか。当てはまるものをすべてご回答ください。(複数選択可)

n= 1,435

ア	判断能力の低下(捨てる物とそうでない物の区別ができない等)	69.8%	1,001
イ	身体機能の低下(ごみを出しに行けない等)	44.7%	642
ウ	ごみの分別や出し方の問題(分別が難しい、ごみ出しルールと生活スタイルが合わない等)	24.1%	346
エ	経済的困窮(医療やサービスを利用できないなどの理由が経済的困窮である等)	22.9%	329
オ	本人の特性・傾向(捨てられない、集めてくる、ごみがあっても気にならない等)	84.9%	1,218
カ	助けてくれる家族がいない(同居家族の方が落ちた、家族内の不和、一人暮らし等)	49.4%	709
キ	地域等からの孤立(日頃から行き来する人がおらず、気にかけてくれる人がいない等)	49.5%	710
ク	分からない	2.0%	29
その他		5.5%	79



その他(抜粋)

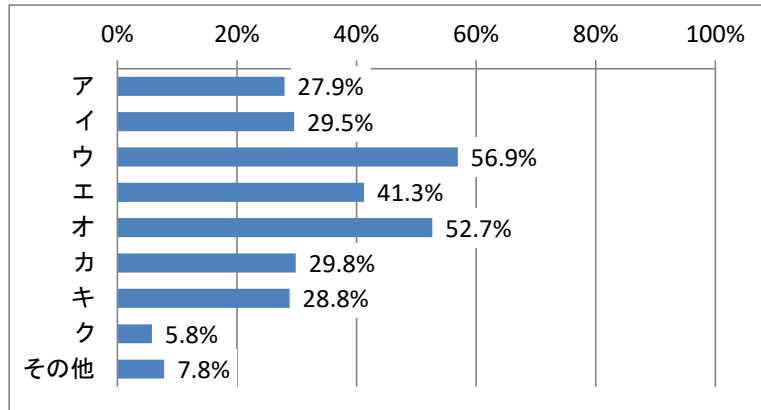
ごみをごみと思わない

それまでの人生が苦しく孤独だったために、他人が信じられないとか たくさんのものに囲まれていないと安心できないようになった。

Q6 ごみ屋敷状態となっている人の根本的な解決にはどのような支援が必要だと思いますか。当てはまるものすべてにご回答ください。(複数選択可)

n= 1,435

ア	医療機関の受診	27.9%	401
イ	福祉サービスの利用	29.5%	424
ウ	本人の状況に合わせた相談機関での相談・支援	56.9%	817
エ	本人がごみ出しできない場合の日常的なごみ出し支援	41.3%	592
オ	本人の同意に基づいたごみの排出支援	52.7%	756
カ	家族のサポート	29.8%	428
キ	近隣住民による継続的な声かけ・見守り	28.8%	413
ク	支援は必要ない	5.8%	83
その他		7.8%	112



その他(抜粋)

○ごみを撤去しても堆積要因を解決しない限り解決できない。高齢化社会に伴う問題の一端であると思います。

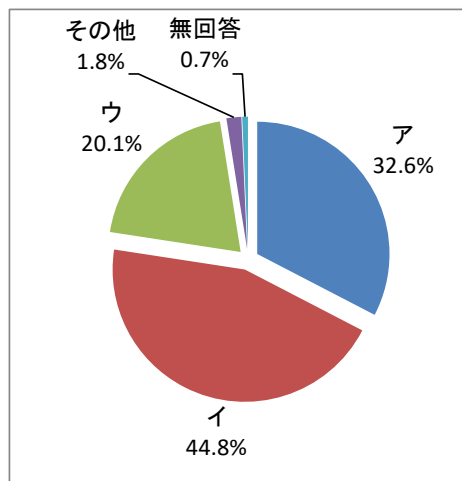
○一概に「これ」という支援はなく、その人その人に応じた適切な支援が何かを見極めることが必要なのだと思う。

○周りがいくら支援しても、改善するには本人の自覚が必要だと思うので、支援といっても限界があると思う。なので、最終的には支援というより公的な機関による強制的な方法が必要だと思う。

Q7 ごみ屋敷の解消とは、どのような状態だと考えますか。(単一選択)

n= 1,435

ア	完全にごみ等がなく、近隣の生活環境に影響がない状態	32.6%	468
イ	外観上はごみ等がなく、近隣の生活環境に影響がない状態	44.8%	643
ウ	屋内又は屋外にごみ等が残っている箇所はあるが、近隣の生活環境に影響はない状態	20.1%	288
その他		1.8%	26
無回答		0.7%	10
		100.0%	1,435



その他(抜粋)

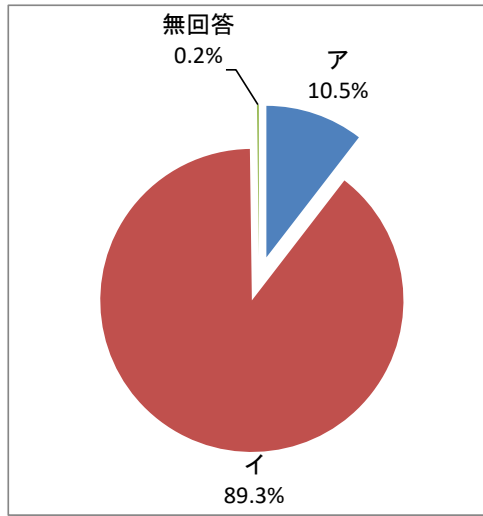
○ゴミ屋敷の住民が健康で文化的な最低限度の生活を送ることができるようになり、再度ゴミがたまり始めても自分でSOSが出せ、福祉のサポートを受けて立ち直れる状態。

○近隣との関係が正常になる。

Q8 あなたの周りのことについてお聞きします。
あなたの周囲に、自宅に多くのごみが堆積し、ごみ屋敷状態になっている人はいますか。(居住実態のない空家や空地は含みません)(単一選択)

n= 1,435

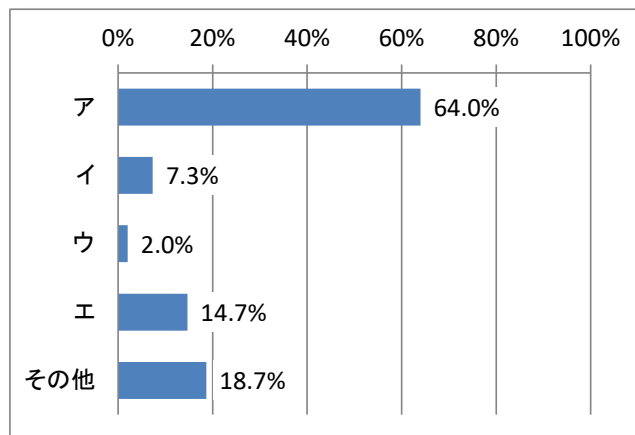
ア	いる	10.5%	150
イ	いない	89.3%	1,282
無回答		0.2%	3
		100.0%	1,435



Q9 Q8で「ア いる」を選んだ方にお聞きします。
それは、どのような関係の方ですか。(複数選択可)

n= 150

ア	近所の人	64.0%	96
イ	知り合い	7.3%	11
ウ	友人	2.0%	3
エ	家族・親族	14.7%	22
その他		18.7%	28



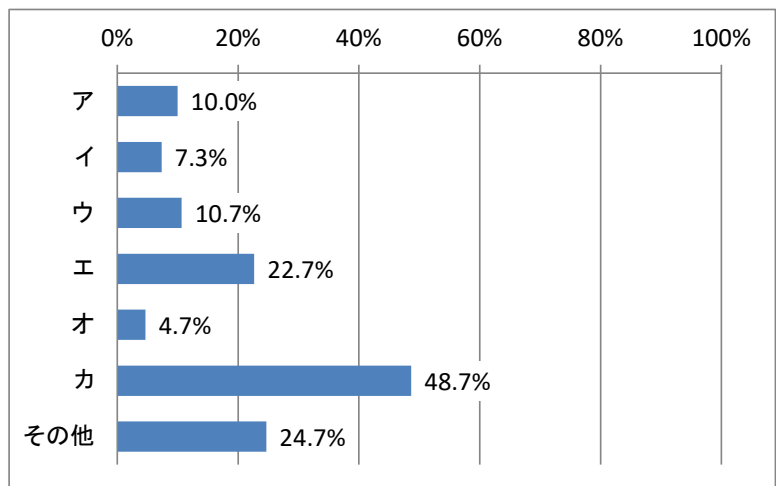
その他(抜粋)

- よく通る道沿いにある
- 職場の同僚
- 同一町内の家

**Q10 Q8で「ア いる」を選んだ方にお聞きします。
ごみ屋敷状態となっている方に対して何か働きかけをしましたか。(複数選択可)**

n= 150

ア	片付けを手伝った	10.0%	15
イ	相談を促した(本人の身近な人や関係機関など)	7.3%	11
ウ	本人の生活ぶりについて話を聞いた	10.7%	16
エ	片付けるように注意をした	22.7%	34
オ	事態が悪化するまで何もしない	4.7%	7
カ	関わりたくないので何もしない	48.7%	73
その他		24.7%	37



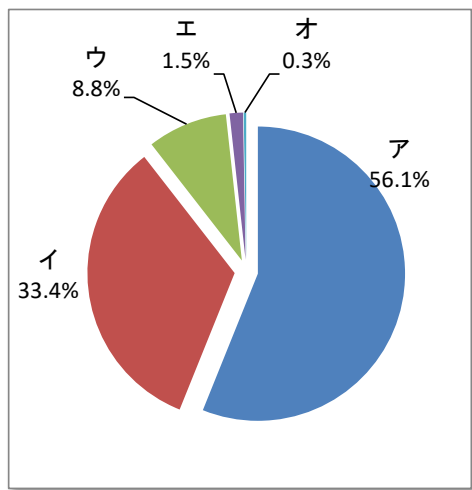
その他(抜粋)

- 本人の関心が低いものから捨て始めた。本人の興味関心を知るためには、生活、会話によるコミュニケーションが大切だと考えます。
- 結果として、家自体を解体、わが隣地に転居させた。介護ヘルパーさんに週3-4回来てもらえるようになったので、その後の部屋内はひどいことにはならなくなった。
- 特に関係のない人なので声の掛けようがない。

**Q11 全員にお聞きします。
あなたの自宅がごみ屋敷状態になるかもしれないと心配になることはありますか。(単一選択)**

n= 1,435

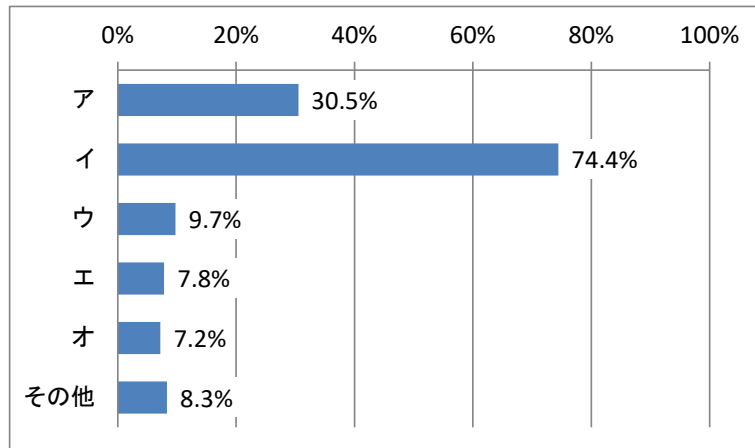
ア	全く心配がない	56.1%	805
イ	今は心配ではないが、今後の状況によっては心配である	33.4%	479
ウ	少し心配である	8.8%	126
エ	非常に心配である	1.5%	21
オ	現在ごみ屋敷状態である	0.3%	4
		100.0%	1,435



Q12 Q11でイ、ウ又はエと答えた方にお聞きします。
 そう考えるのはどうしてですか。当てはまるものすべてをご回答ください。(複数選択可)

n= 626

ア	片付けるのが苦手だから	30.5%	191
イ	加齢や病気などによって片付けやごみ出しができなくなる可能性があると思うから	74.4%	466
ウ	頼りになる家族がいないから	9.7%	61
エ	地域との付き合いがないから	7.8%	49
オ	ごみの分別が難しいから	7.2%	45
その他		8.3%	52



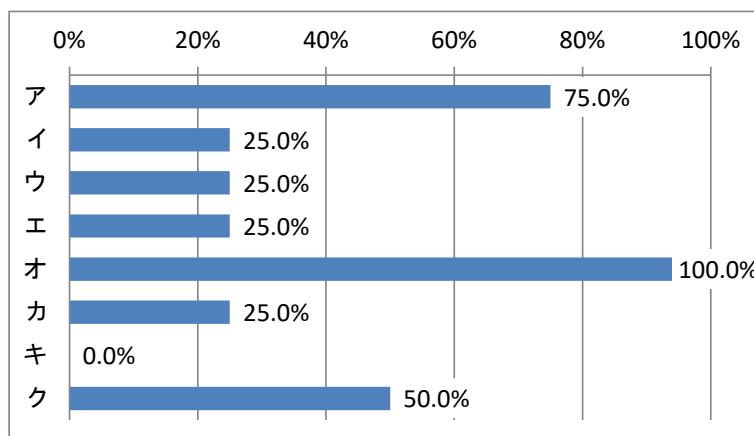
その他(抜粋)

- 子供がいないので高齢になって声をかけてくれる親類がいなくなり認知症になった場合は心配。近所の人だとゴミも財産と考えた場合できることは少ないと思う。
- 基本적으로ごみ出しが億劫で、以前それに近い経験をしたことがある。
- 身内にその傾向がある者がいるので、その者が単独生活になったらゴミ屋敷になってしまうと思う。

Q13 Q11で「オ 現在ごみ屋敷状態である」と答えた方にお聞きします。
 原因はどのようなことですか。当てはまるものすべてにご回答ください。(複数選択可)

n= 4

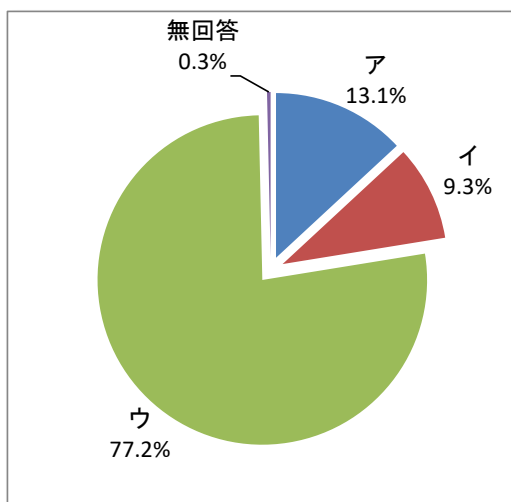
ア	物を捨てられないから	75.0%	3
イ	病気等の原因によってできないから	25.0%	1
ウ	手伝ってくれる人がいないから	25.0%	1
エ	ごみを出すことよりも優先すべき事があったから	25.0%	1
オ	気力・体力がないから	100.0%	4
カ	片付けるの必要性を感じないから	25.0%	1
キ	ごみ捨てるのルールと生活スタイルが合わないから	0.0%	0
ク	家族に原因がある(家族にごみを集めてくる人がいる等)	50.0%	2



Q14 全員にお聞きします。横浜市資源循環局では、自ら家庭ごみを集積場所まで持ち出すことができないひとり暮らしの高齢者の方等の敷地内や玄関先から直接ごみを収集する「ふれあい収集」を行っています。このことを知っていましたか。(単一選択)

n= 1,435

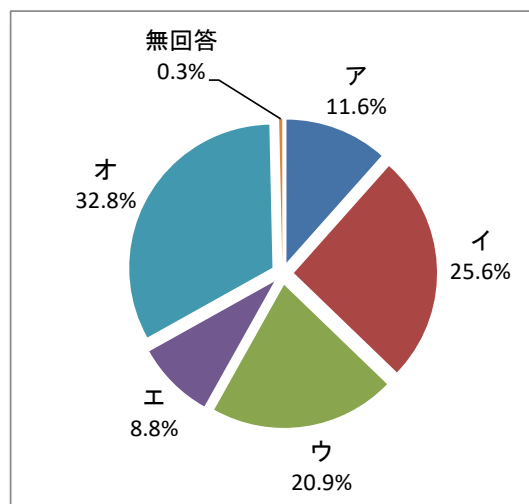
ア	知っている	13.1%	188
イ	名前だけは聞いたことがある	9.3%	134
ウ	知らない	77.2%	1,108
無回答		0.3%	5
		100.0%	1,435



Q15 あなたは日頃、親族や友人が自宅に来ることはありますか。(単一選択)

n= 1,435

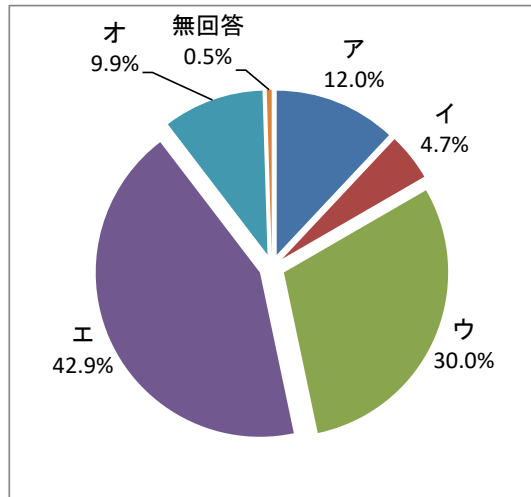
ア	週に1回以上ある	11.6%	166
イ	月に1回以上ある	25.6%	368
ウ	半年に1回以上ある	20.9%	300
エ	1年に1回以上ある	8.8%	126
オ	ほとんどない	32.8%	470
無回答		0.3%	5
		100.0%	1,435



Q16 あなたは日頃、近所の方とどのような付き合い方をしていますか。(単一選択)

n= 1,435

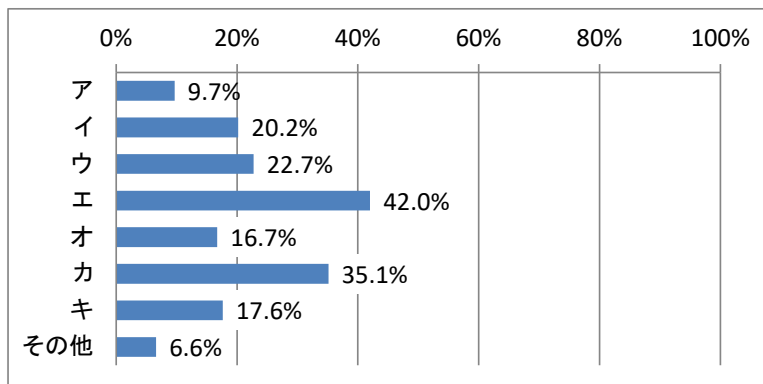
ア	困ったとき、相談したり助け合ったりする	12.0%	172
イ	一緒に買い物に行くなど、気のあった人と親しくしている	4.7%	67
ウ	たまに立ち話をする程度	30.0%	431
エ	道で会えば挨拶をする程度	42.9%	616
オ	顔もよく知らない	9.9%	142
無回答		0.5%	7
		100.0%	1,435



Q17 近隣の方がごみ出しで困っていることが分かった場合、あなたはどうしますか。(複数選択可)

n= 1,435

ア	家族に連絡する	9.7%	139
イ	隣近所に相談する	20.2%	290
ウ	民生委員に相談する	22.7%	326
エ	区役所に相談する	42.0%	603
オ	地域ケアプラザ等の福祉関係者に相談する	16.7%	240
カ	ごみ出しを手伝う	35.1%	504
キ	どうしたらよいか分からない	17.6%	253
その他		6.6%	95



その他(抜粋)

○いわゆるごみ屋敷の解消や解消後の状態維持は住人へのケアが大きくかかわると思うので、横浜市のアプローチはとてもよいと感じています。変化に柔軟に対応させてすすめてほしいと思います。

○ゴミの量によります。持ち出しを簡単に手伝える程度なら手伝います。大量の場合は区役所に連絡

○助け合えることがあれば協力したいが、個人レベルの協力を超えていたり(超えてしまったり)した場合にどうするのが良いのかが分からないので知りたいです。

Q18 横浜市のいわゆるごみ屋敷対策について、ご意見がありましたらご記入ください。(自由意見)

(抜粋)

○いわゆるごみ屋敷の解消や解消後の状態維持は住人へのケアが大きくかかわると思うので、横浜市のアプローチはとてもよいと感じています。変化に柔軟に対応させてすすめてほしいと思います。
○ごみになってからでは、あるいはごみ屋敷になってからではお金がかかるので、その前にできることはないか考えなきゃならないと思いました。ふれあい収集についてもっと知りたいと思いました。
○ゴミ屋敷の主は概ね地域住民との協調性がなく孤立しているのではないかと、早い段階で地域住民の声を取り上げる行政機関の対応が必要。
○ゴミ屋敷は結局は本人の責任。本人の家族にも協力させて改善を図るようにして、ゴミ屋敷の対策に税金を使わないようにしてほしい。
○横浜市のごみ屋敷対策については知らなかった。粗大ゴミにしても普通ゴミの捨て方にしてもルールが細かすぎて捨てるのが結構億劫になる事がある。細かすぎるルールも結構問題だと思うのだが。
○何か出来る事から始めたいが、自分に何が出来るのか分からない。平日はほぼ、留守しているので困っている近隣の方のサポートの仕方など分からない。
○近隣には現在該当する家族はいないが、今後年取った単身者も増えて来られると思われるので、何処にどう連絡してどう対処すればよいのか。市の広報などで明確にしておいてほしい。
○行政が積極的に活動し、必要に応じた対策を講じる事で、近隣住民とのトラブルも少なくなるので、多少の税金投入もやむを得ないと思っている。
○今は心配がなくても、体調を崩したり、ゴミを出す時間に起きられなくなったりすることもあるかもしれない。実際に資源ゴミに何度か間に合わなかったことがあります。ゴミが捨てられないことにより、悪臭や、防犯上、危険なこともあるので、他人事とは思わず、全員で取り組んでいきたい課題だと感じています。
○良い住環境を維持するためにも、大切な施策だと思います。体力的にごみ処分が困難なケースと、ものを捨てられない性格の人がいそうな気がします。後者は特に対策が難しいですね。

いわゆる「ごみ屋敷」事例調査結果から読み取れること

1 調査概要

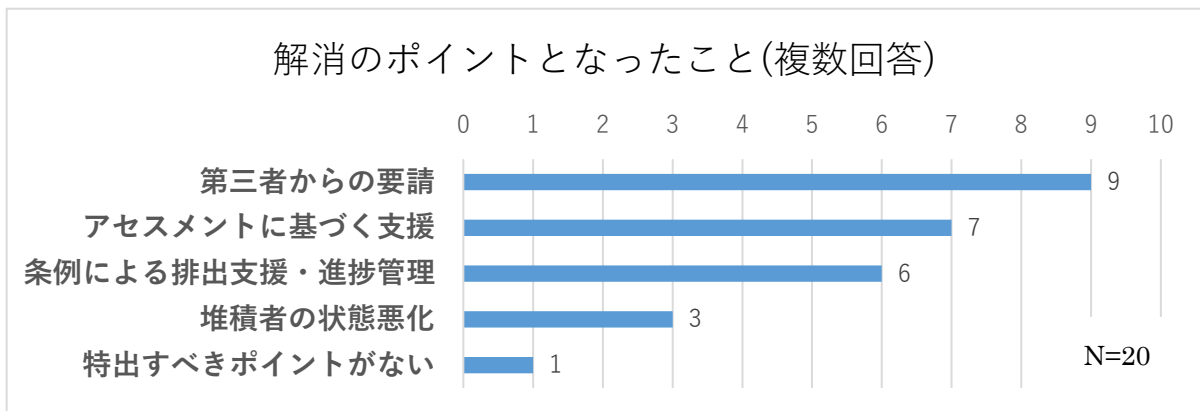
2種類の調査結果をまとめています

	調査1 解消事例ヒアリング	調査2 事例基礎調査
目的	堆積者の傾向や介入のきっかけ、支援のプロセスなど、詳細な情報を収集して、今後の事業の参考とするため	堆積者の傾向、発生の原因などの実態及び生活上の諸課題を把握、分析することで、アプローチ方法、予防的対策を模索するなど、今後の事業に活かすため
対象案件	平成29年度下半期の期間で近隣に影響がある「ごみ屋敷」と判定されていたが(A, Ba)、解消した20事例	平成30年4月1日時点で近隣に影響がある「ごみ屋敷」と判定された(A, Ba)70事例中、有効回答68事例
調査・集計方法	解消事例の支援担当課の担当者から調査者が聞き取った内容を集計	事例の支援担当課の担当者が調査票へ記入したものを集計
実施期間	平成30年3月中旬～4月中旬	平成30年8月中

2 解消案件ヒアリング（調査1）から読み取れること

(1) 解消のポイントになったこと

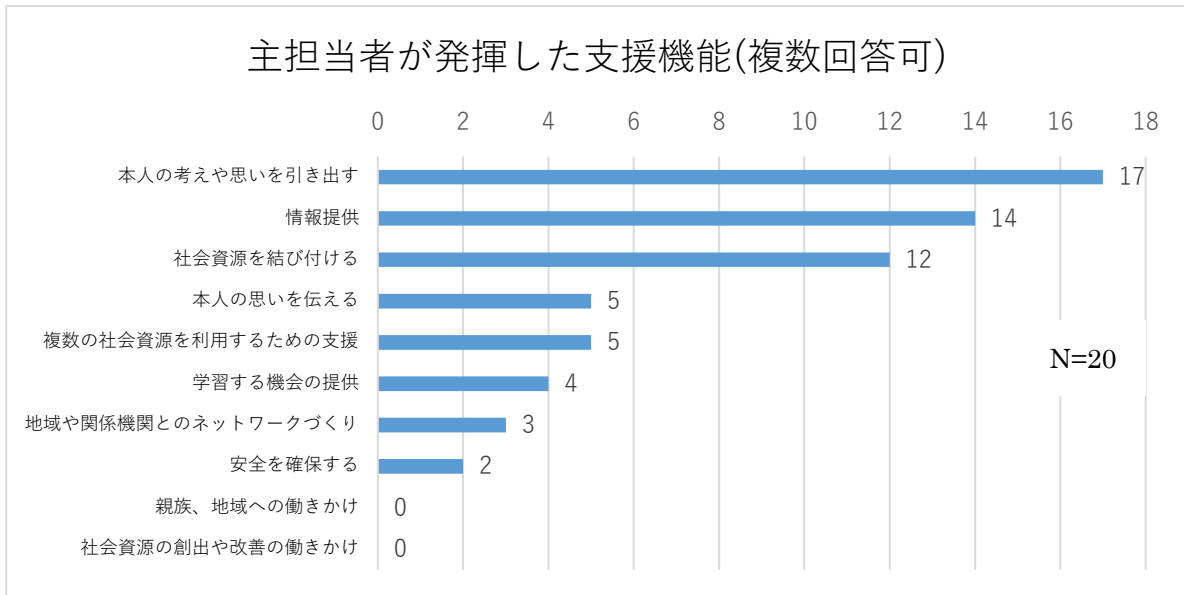
支援者が解消のポイントになったと認識している内容、エピソードから、複数のキーワードを抽出し分類した。堆積者本人または、区役所に対する第三者からの要請が解消のポイントになっている傾向が見受けられた。



解消のポイント	キーワード	件数
第三者からの要請	地域住民、大家、ケアマネージャー、苦情、相談、立ち退き	9件
アセスメントに基づく支援	生活課題への対応、本人の希望	7件
排出支援・進捗管理	進捗管理、排出支援につなげたい	6件
堆積者の状態悪化	入院、退院、在宅生活が困難	3件
特出すべきポイントがない		1件
合計		26件

(2) 主担当者が発揮した支援機能(複数回答可)

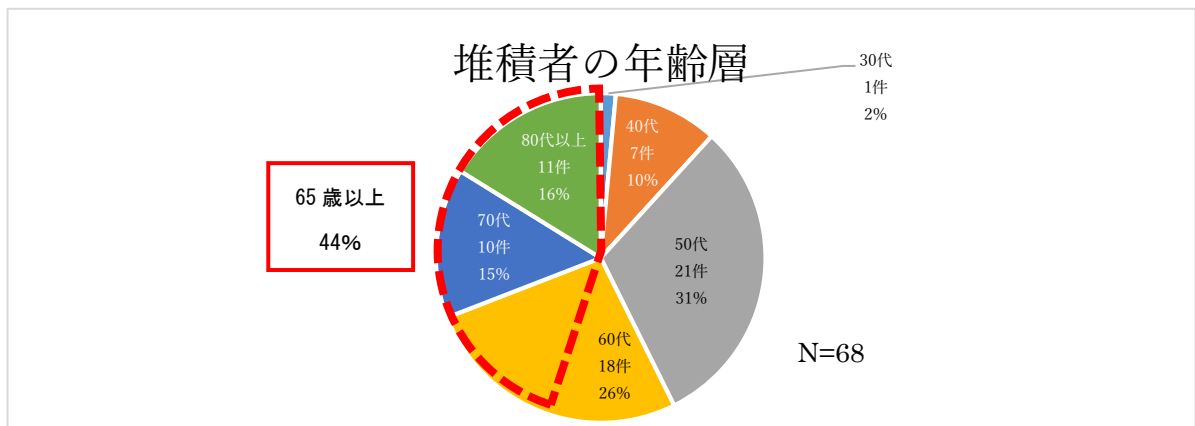
20 事例に対し支援者が発揮した支援機能は延べ 62 にのぼり、1 事例に対して平均 3 つの機能を発揮していた。最も多いケースでは 7 つの機能を発揮していた。1 つも発揮されていないケースもあった。主担当者が発揮した支援機能では、「本人の考えや思いを引き出す」が最多。把握契機が苦情であったとしても、支援内容は特殊なものではないことが分かった。



3 堆積者の属性等概要 ～事例基礎調査(調査2)から分かったこと～

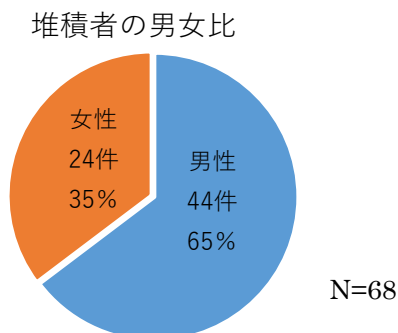
(1) 堆積者の年齢

65 歳以上が 44% を占めている



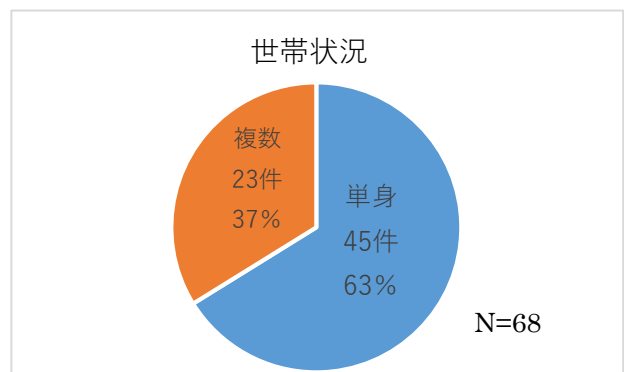
(2) 堆積者の男女比

男性が 44 件(65%) となっている



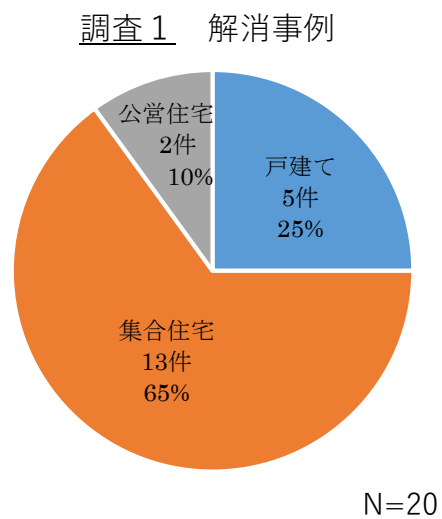
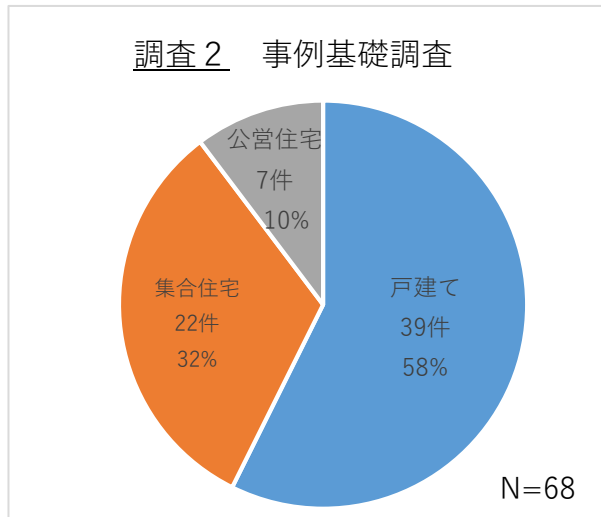
(3) 世帯状況

単身世帯が 45 件(63%) となっている



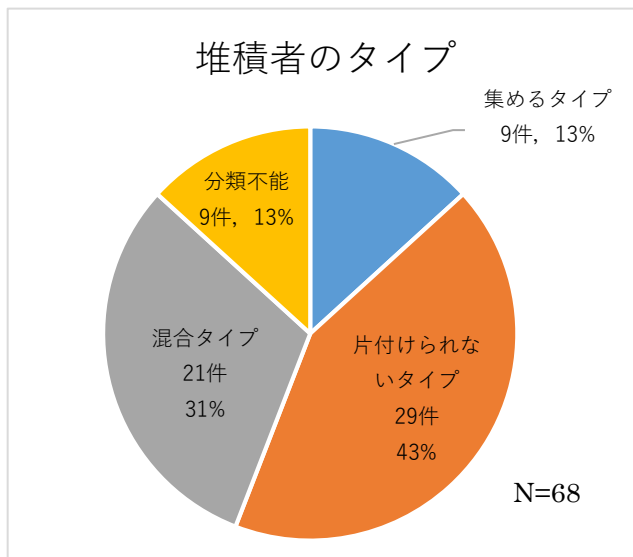
(4) 家屋の状況 ～解消案件ヒアリング（調査1）との比較～

全体の件数と解消事例の件数を比較すると、解消したケースでは集合住宅の割合が高くなっている



(5) 堆積者のタイプ

片付けられないタイプが43%で最多。混合タイプは31%、集めるタイプは13%に分類された。



堆積者のタイプの定義

<集めるタイプ>

ごみ集積所からの収集や過剰な量の購入等によって得た物品を堆積又は放置するタイプ

<片付けられないタイプ>

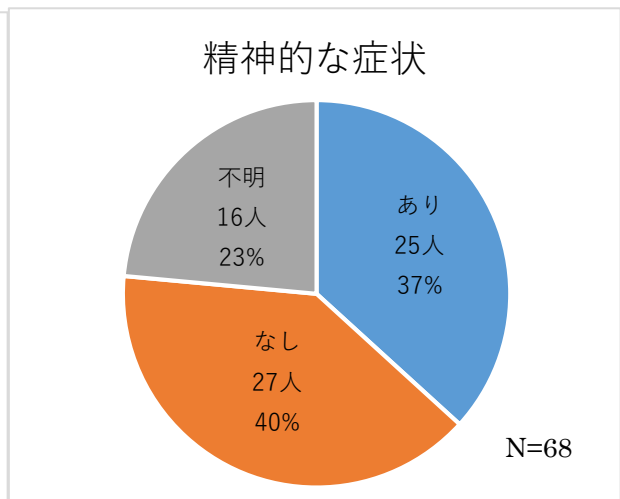
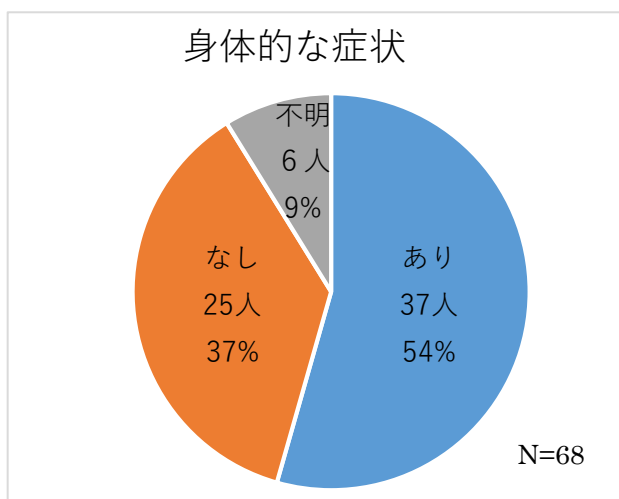
日常生活を営むなかで、物品を整理できない又は排出できないタイプ

<混合タイプ>

集めるタイプ・片付けられないタイプどちらの傾向も併せ持っているタイプ

(6) 健康面の状況について

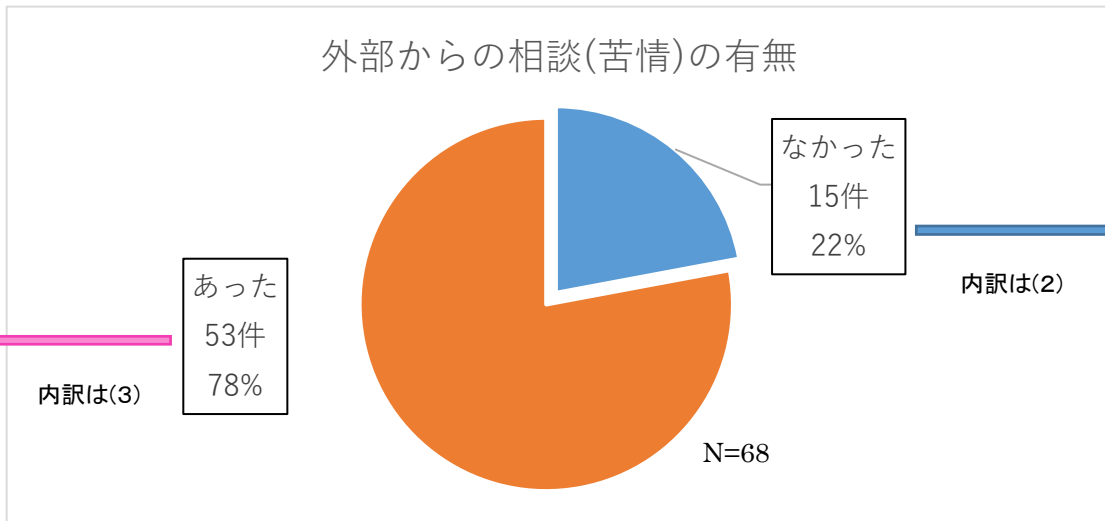
身体的な症状があるのは37件(54%)、精神的な症状があるのは25件(37%)であった。



4 ケースに関する相談・苦情等の状況について

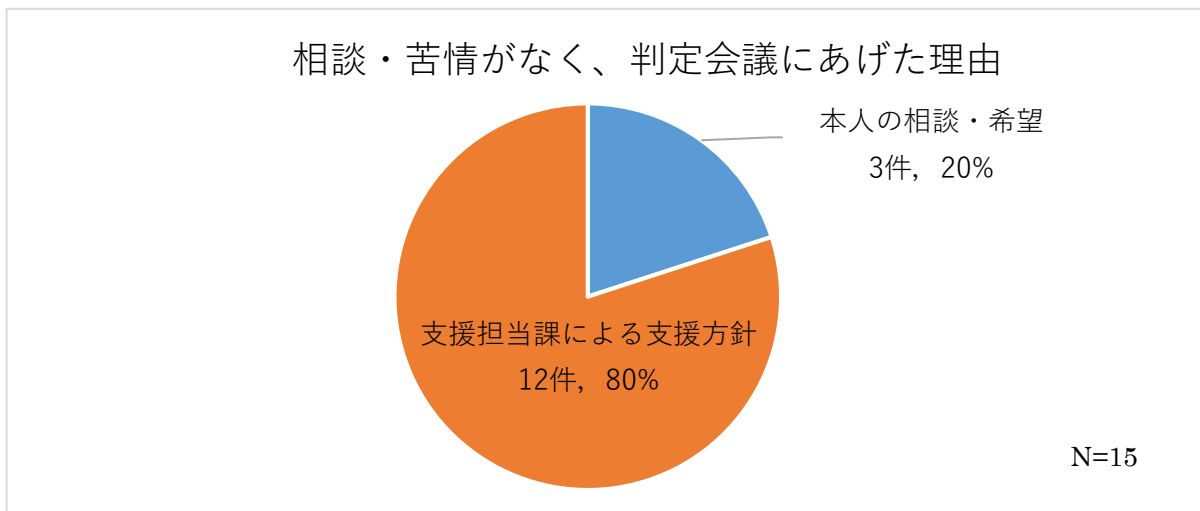
(1) 外部からの相談(苦情)の有無

相談(苦情)が発覚のきっかけかどうかに関わらず、相談や苦情があったケースの方が、53件(78%)と多かった。



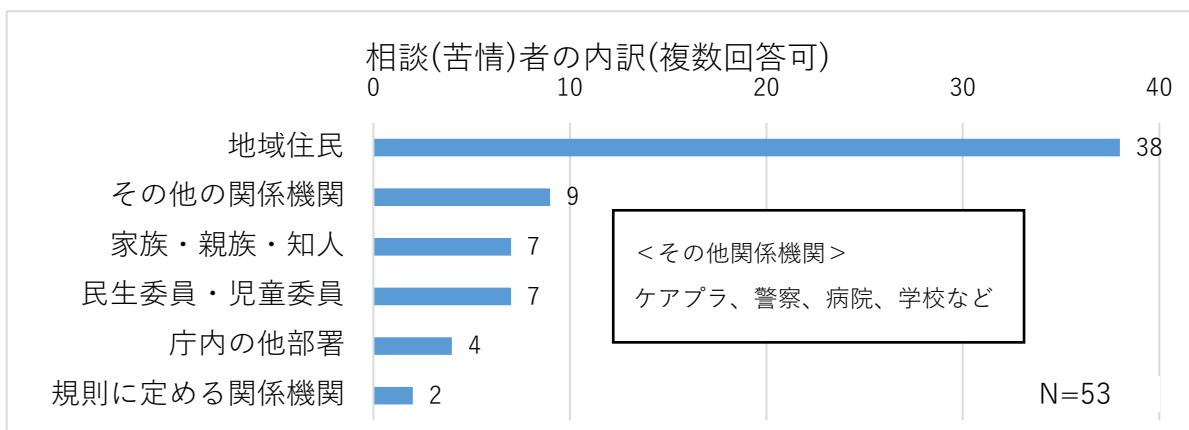
(2) 相談・苦情がなく、判定会議にあげた理由

相談・苦情がない場合には、8割が支援方針によりあがっている



(3) 相談(苦情)者の内訳(複数回答可)

相談や苦情は、地域住民からが最も多いことが分かった。



5 ごみ問題の背景と課題

「ごみ屋敷になったきっかけ」「世帯の併発している課題」「支援として扱っている課題」についてこれら3つの視点から当てはまる選択肢を回答しています(すべて複数回答)。

「ごみ屋敷になったきっかけ」としては、「精神症状」「身体症状」が多く、「支援として扱っている課題」でも上位です。「世帯に併発している課題」では、「経済的困窮」と「地域からの孤立」が最も多いことがわかりました。「支援として扱っている課題」では、「経済的問題」についても多く扱われていますが、「地域からの孤立」は、「支援として扱っている課題」として挙がってきている件数として少ないことが分かった。

順位	ごみ屋敷になった きっかけ (複数回答)	世帯に併発している 課題 (複数回答)	支援として扱っている 課題 (複数回答)
1位	精神症状等 (18件)	経済的困窮 (11件)	身体症状等 (19件)
2位	身体症状等 (17件)	地域からの孤立 (11件)	精神症状等 (18件)
3位	分からない (14件)	ない (10件)	経済的困窮 (11件)
4位	片付けの優先順位が 低い (12件)	ひきこもり (9件)	ない (8件)
5位	ライフイベント (11件)	家族関係の不和 (8件)	家族関係の不和 (6件)
6位	地域からの孤立 (9件)	身体症状等 (7件)	虐待、ネグレクト (5件)

※支援として扱っている課題
「地域からの孤立」
は3件で12位

<この結果から見えてきたこと>

精神症状、身体症状の悪化をきっかけにごみ屋敷になる場合が多いことが分かった。また、これらの問題をきっかけにごみ問題だけではなく、経済的困窮、地域からの孤立、引きこもり、家族関係の不和などの課題が生じている。この様な状態が長期化することで、問題が複雑化していくことが予想される。ごみ屋敷として対象者を把握したタイミングは、対象者への支援として関わるチャンスであり、単にごみの撤去だけを行うのではなく、ごみ問題を切り口にして、今後の生活を見通し、生活上の諸課題に介入して支援をすることが重要であると考えられる。

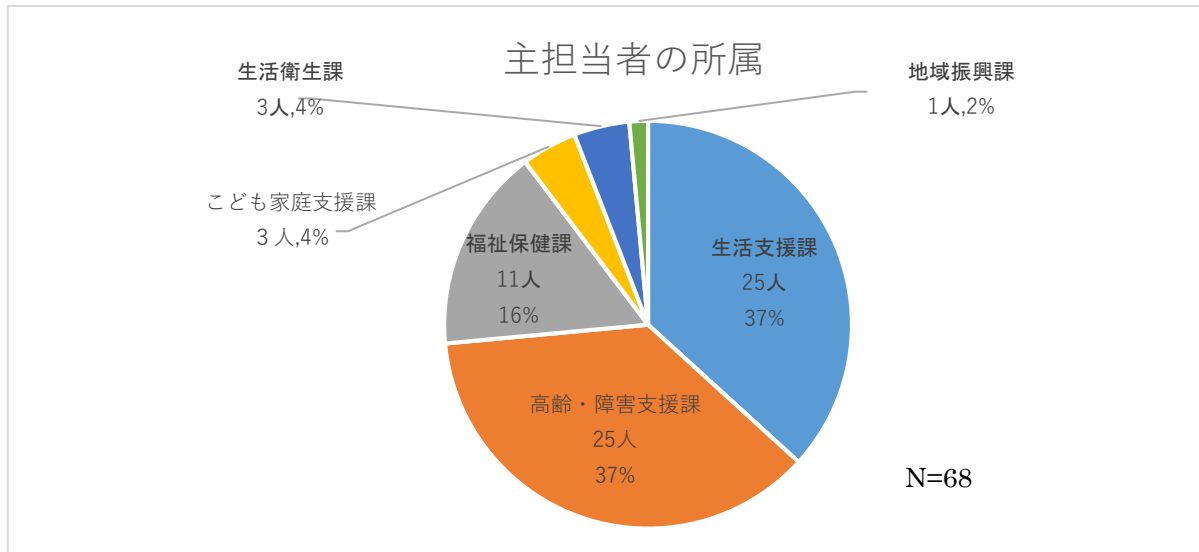
支援として扱っている課題は多い順に、身体症状、精神症状、経済的困窮となっており、これらの項目は、支援に結び付けやすいものであるために、介入しやすい課題であることが伺えた。一方、地域からの孤立は併発課題としては最も多いが、支援としてはあまり扱えておらず、「地域への働きかけ」を行うことが難しい状況が伺えた。地域も巻き込んだ支援をどのように展開していくかが課題と考えられる。

ごみ屋敷になったきっかけの3位は「分からない」、世帯に併発している課題の3位は「ない」、支援として扱っている課題の4位は「ない」となっており、詳細や課題をつかめないケースが一定数おり、明確なニーズを持っていない人も把握することができている。この中には、行政等との関わりを拒否している対象者もあり、状況把握や介入が難しいものもあるが、これは、この取組そのものが、従来の高齢者、障害者、児童といった対象者別・機能別の把握方法とは異なり、ごみ問題を入口として把握することで、併発している問題が深刻化、表面化する可能性がある人の把握をしているからと考えられる。

6 ケース担当者の状況について

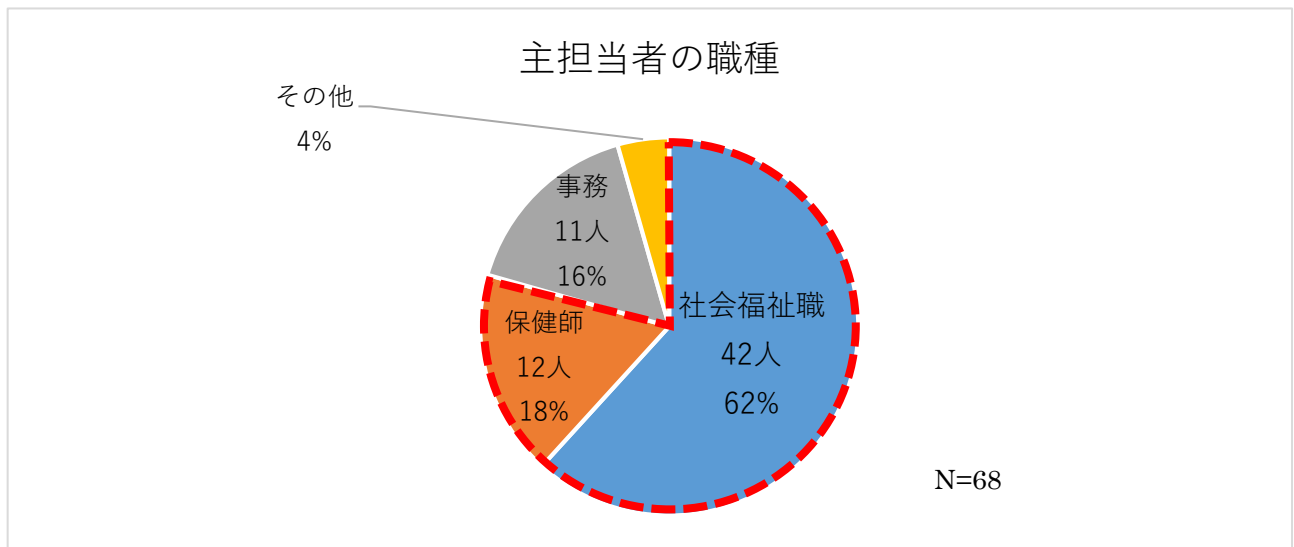
(1) ケース主担当者の状況

主担当者は、生活支援課と高齢・障害支援課を合わせて74%を占めている



(2) 主担当者の職種

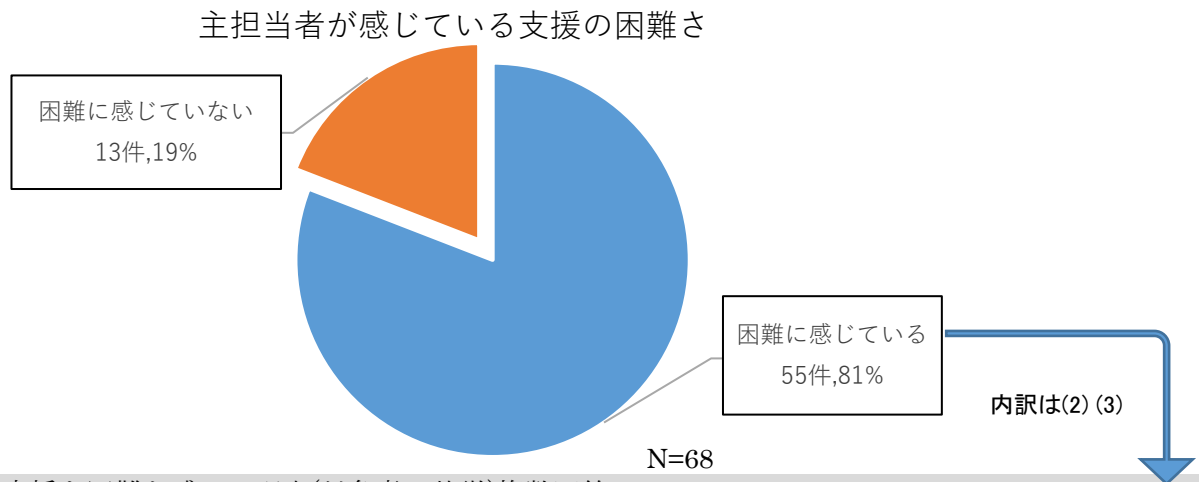
全体の8割は社会福祉職と保健師の対人援助職が受け持っているが、残りの2割はそれ以外の職種が受け持っている



7 主担当者が感じている支援の困難さと理由について

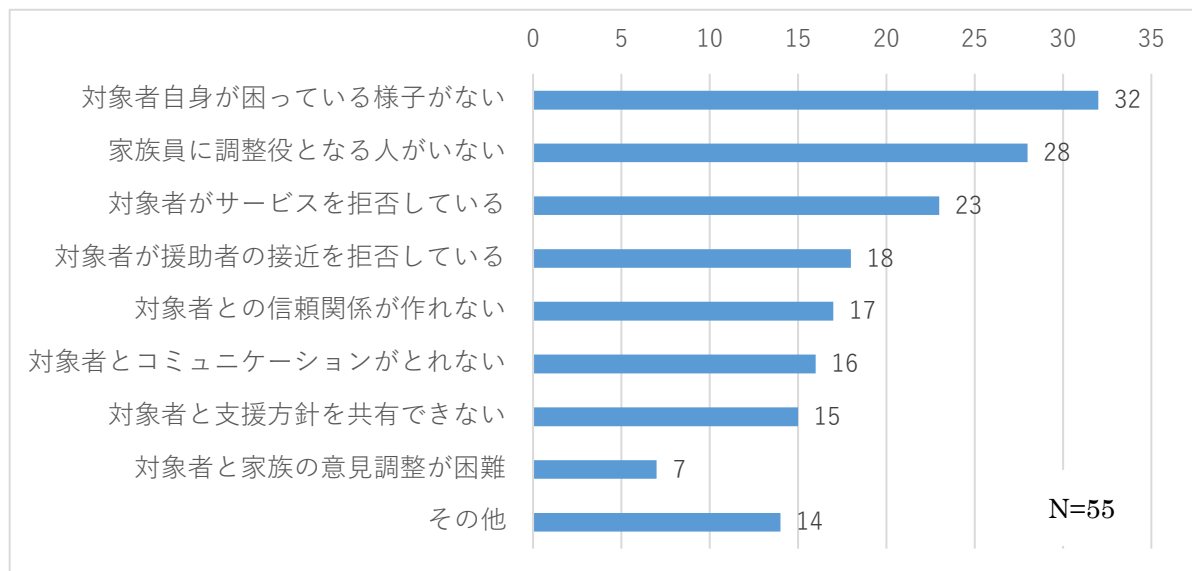
(1) 主担当者が感じている支援の困難さ

81%の人が担当しているごみ屋敷事例を困難に感じていることが分かった。



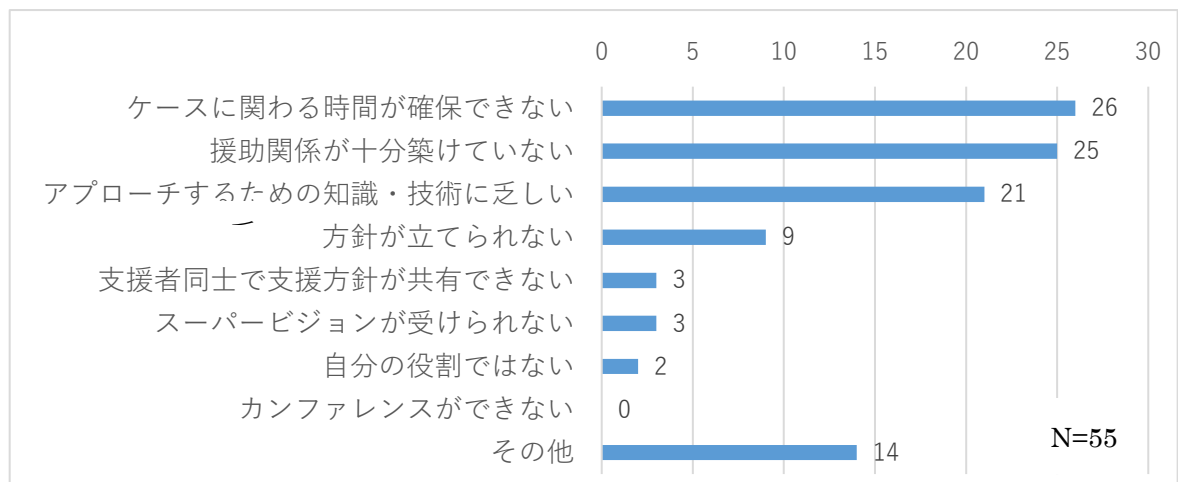
(2) 支援を困難と感じる理由(対象者の特徴)複数回答

継続した関わりの糸口をつかめない事が困難につながっていると思われる。



(3) 支援を困難と感じる理由(支援者側の理由)複数回答

「時間の確保」、「援助関係を築くこと」、「知識・技術を身に着けること」がポイントとなることが分かった。



「ごみ屋敷」対策専門職向け研修 実施結果報告

困難事例への支援には、多面的、複眼的に当事者や地域の情報を収集し、適切なアセスメントに基づいた信頼関係の構築、世帯全体への支援を組み立て、ケースマネジメントしていくことが不可欠です。

ごみ問題を抱える人への支援や、背景にある課題への対応を学び、考えることで、社会福祉職・保健師がそれぞれの専門性を生かしつつ、技術として実践に結び付けることを目的にして、専門職向け研修を3回連続講座として実施しました。

<研修実施状況>

	1回目	2回目	3回目
日時	7月13日(金)午後	9月19日(水)午後	11月14日(水)午後
受講者数	71名	49名	45名
内容	<p><基礎編> 困難事例への支援を考える ～「問題志向」から「解決志向」へ～ 長期間にわたる連携による支援が有効に機能しない事例を踏まえたケースへの関わりについての講義</p>	<p><応用①> 事例研究に挑戦！～ケースとの向き合い方を深めよう～ 事例を基に、関わり場面ごとに区切って検討し、支援の具体的方法について共有した。</p>	<p><応用②> 支援困難事例に向き合うために～支援者が今日からできること～ 困難事例に向き合うために支援者に必要な「スキル」と「心構え」についてグループで考え、共有した。</p>
研修評価 (アンケートより)	大変良かった・良かった 合わせて96%	大変良かった・良かった 合わせて94%	大変良かった・良かった 合わせて86%

<アンケート結果より(意見抜粋)>

1回目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困難事例こそソーシャルワークの基本を大切に支援に取り組む必要があることが再確認できました。ごみ屋敷の研修でしたが、他の困難事例に置き換えて考えられると思いました。 ・ 地域も巻き込んだ、協働・連携していく視点がより必要なものだと実感しました。 ・ 片付けるということをゴールにせず、身近なゴールを作るということは新たな発見でした。
2回目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1つの事例を通してグループワークをすることで理解が深まった。 ・ 各場面で支援に関するポイントを小分けで押さえていただき、ポイントを整理できてよかった。 ・ 支援技術の基本的視点を改めて見直すとてもよい研修でした。明日から業務に活かしたいです。
3回目	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケースを「困難」にしていたのは、支援者側であると気づいた。 ・ 支援に特別な事は必要なく、基本に立ち返ることの大切さを改めて学ぶことができた。 ・ 支援者サイドに目を向けた研修で自己点検や振り返りができて良かった。

<研修を実施して>

困難ケースだからといって特別な事が必要な訳ではなく、基本(ケースに向き合うこと、地域や家族への支援)が大切であることを確認することができました。また、ごみに特化したものではなく、専門職の人材育成として取り組んでいくことが必要です。今後も、専門職のスキルアップに市として取り組んでいきたいと考えています。